

## 英国、ブレグジット後のデータ改革法案を発表

-英国における GDPR 終結の兆しか、それとも単なるアプローチの見直か？

ラフィ・アジムカーン、マーク・ブース

- 英国政府は、いわゆるブレグジットの恩恵を得ることを目的とした一連の法改正の一環として、新たにデータ改革法案 (Data Reform Bill) について発表しました。
- 同法案は、昨年デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)が、一般からのコメントを求める目的で提案した、「データ:新しい方向性」に基づくものです。
- 同法案の草案はまだ公開されていませんが、現在の慣行から逸脱する場合は、英国の EU とのデータ保護法の下での十分性認定(adequacy status)が損なわれないよう、慎重に検討がなされる必要があります。

企業は、包括的な GDPR に関する遵守体制を構築・運用するために、多大な時間、費用、そして労力を投じてきました。そのため、5月10日の英国政府発表を受け、懸念を抱く企業もあるでしょう。しかし、データ改正法案は、(特に、昨年からの包括的な見直しが行われていない場合はなおさら、)企業が自社の方針と手続きを見直し、更新する有用な機会と考えるべきでしょう。

英国政府は同法案により、英国の企業や個人を対象とするビジネスの負担が軽減し、単に形式的に要件を満たしていればいいというのではなく、実効的なデータ管理の成果を上げるというアプローチに移行することで、英国企業の競争力と効率性が向上されることを期待しています。

同法案は、特に以下が実現されることを目指しています。

1. 英国の個人情報保護監督機関(Information Commissioner's Office)を近代化し、企業やその他の組織に対してより強力な措置を取る権限を与えること、
2. 英国政府が構想しているスマートデータスキームを通じて、個人や中小企業が自分たちのデータをよりコントロールできるような、インフラを整備すること(但し、スマートデータスキームの内容はまだ明らかになっていません)、及び
3. 公的部門の組織間でより効率的にデータを共有できるようにすること。

英国政府は、この変更によって、英国における個人データの保護が弱まることがあってはならないことを強調し、個人情報の保護においては最高の水準を維持するとしています。しかし、現在の慣行から大きく逸脱することになれば、GDPRを遵守するために多大な労力を費やさなければならなかった企業を警戒させ、更には十分性認定をイギリスが失うリスクも伴います。

詳細については、上述の DCMS による「データ:新しい方向性」に対して一般から寄せられたフィードバックの結果やデータ改革法案の内容が公開されるにつれて明らかになるものと思われます。

データ法と執行機関の権限を「リセット」させる英国の同提案は、企業にとって期待と懸念の両方を引き起こすでしょう。煩雑な形式的事務手続きの削減は歓迎されますが、これまでと異なるポリシー、プロセス、コンプライアンス手順が必要となったり、GDPR の下で英国の十分性認定が失われることになれば、グローバル企業にとっては負担となる可能性があります。

データ改正法案は、英国を含む欧州 EU 圏内でビジネスを展開する日本企業も注視する必要があります。英国のデータの扱いに関する法律が変更されると、顧客、取引先、グループ会社間におけるデータのやり取りが複雑化することになりかねません。さらに法改正の内容によっては、現在のデータの扱い手続きの見直しや方針の変更を余儀なくされるという場合も考えられます。データ改革法案は、まだ英国の立法手続きを経なければなりませんが、最新の動向を注視し、現在の事業活動、データ保護方針、手続きにどのような影響があるかなどを、検討することをお勧めします。

本稿の原文(英文)につきましては、[UK Announces Post-Brexit Data Reform Bill](#) をご参照ください。

---

## 本稿の内容に関する連絡先

**奈良房永** (日本語版監修)  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1  
丸の内永楽ビル20階  
03.6268.6767  
[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**Rafi Azim-Khan**  
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street  
London, EC2N 1HQ UK  
+44.20.7847.9519  
[rafi@pillsburylaw.com](mailto:rafi@pillsburylaw.com)

**Mark Booth**  
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street  
London, EC2N 1HQ UK  
+44.20.7847.9574  
[mark.booth@pillsburylaw.com](mailto:mark.booth@pillsburylaw.com)

## Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**  
[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2022 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.